第八十一条の見出し中「分析指導官」の下に「、分析調整官」を加え、同条第一項中「及び分析指導官」を「、分析指導官及び分析調整官」に改め、同条第三項中「分析指導官」の下に「、分析調整官」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　分析調整官は、命を受けて、前項に規定する事務のうち重要な事項の調整に関するものとして所長が指定するものをつかさどる。

第百八十四条第二項中「第二百九条」を「第二百八条」に改める。

第百九十条の三第一項中「九人」を「十人」に、「及び四国財務局」を「、四国財務局及び福岡財務支局」に改める。

第百九十一条第一項中「三十人」を「三十三人」に、「二百十七人」を「二百四十三人」に改める。

第百九十二条第一項中「三十六人」を「四十人」に改める。

第二百一条第一項の表財務局名の欄中「東北財務局」を削り、「東海財務局　中国財務局」を「東北財務局　東海財務局　中国財務局」に改め、同表中

四国財務局 九州財務局	総務課　会計課　経済調査課 調査課　財務広報相談室

を

九州財務局 四国財務局	総務課　会計課　経済調査課 総務課　会計課　経済調査課　財務広報相談室

に改める。

第二百一条第二項中「、東北財務局及び九州財務局」を削り、「関東財務局、近畿財務局及び中国財務局」を「東北財務局、関東財務局、近畿財務局、中国財務局及び九州財務局」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　北陸財務局及び福岡財務支局に、理財部及び管財部に置くもののほか、次に掲げる課及び室を置く。

総務課
会計課
経済調査課
財務広報相談室（北陸財務局を除く。）

第二百一条に次の一項を加える。

4　前項に掲げる課及び室のほか、北陸財務局に財務広報相談官一人を、福岡財務支局に合同庁舎管理官一人を置く。

第二百八条中「財務局」の下に「又は福岡財務支局」を加える。

第二百九条中「又は福岡財務支局」を削る。

第二百十六条第二項中「四人」を「五人」に改める。

第二百二十八条第一項中「四百六十六人」を「四百七十七人」に改める。

第二百三十一条第一項中「七人」を「八人」に、「七十一人」を「八十一人」に改める。

第二百三十二条第一項中「七十一人」を「七十三人」に、「五百九十五人」を「六百人」に改める。

第二百三十四条第一項中「百六十二人」を「百六十三人」に、「三百十二人」を「三百十九人」に改める。

第二百三十五条第一項の表関東財務局の項中「宿舎総括課　宿舎建設計画課」を「管財総括第四課」に改め、同表近畿財務局の項中「宿舎総括課」を「管財総括第三課」に改め、同表設置する課名の欄中「管財総括課　宿舎総括課」を「管財総括第一課　管財総括第二課」に改める。

第二百三十五条第二項中「関東財務局の管財第一部に、国有財産調整官二人以内、宿舎技術調整官一人、統括国有財産管理官三人以内、特別国有財産監査官一人及び統括国有財産監査官三人以内を、近畿財務局の管財部に、国有財産調整官二人以内、統括国有財産管理官六人以内、統括国有財産監査官二人以内及び首席国有財産鑑定官一人を、東海財務局の管財部に、国有財産調整官一人、統括国有財産管理官五人以内並びに統括国有財産監査官及び首席国有財産鑑定官それぞれ一人を、中国財務局の管財部に、国有財産調整官及び特別国有財産管理官それぞれ一人、統括国有財産管理官四人以内並びに統括国有財産監査官及び首席国有財産鑑定官それぞれ一人を」を「近畿財務局の管財部に、国有財産調整官二人以内、統括国有財産管理官六人以内、統括国有財産監査官二人以内及び首席国有財産鑑定官一人を、関東財務局の管財第一部に、国有財産調整官二人以内、統括国有財産管理官三人以内、特別国有財産監査官一人及び統括国有財産監査官三人以内を、中国財務局の管財部に、国有財産調整官及び特別国有財産管理官それぞれ一人、統括国有財産管理官四人以内並びに統括国有財産監査官及び首席国有財産鑑定官それぞれ一人を、東海財務局の管財部に、国有財産調整官一人、統括国有財産管理官五人以内並びに統括国有財産監査官及び首席国有財産鑑定官それぞれ一人を」に改め、「及び福岡財務支局」を削り、「統括国有財産管理官二人以内並びに統括国有財産監査官及び首席国有財産鑑定官それぞれ一人を」の下に「、福岡財務支局の管財部に、統括国有財産管理官三人以内並びに統括国有財産監査官及び首席国有財産鑑定官それぞれ一人を」を加える。

第二百三十七条の見出し中「管財総括課、管財総括第一課、管財総括第二課及び管財総括第三課」を「管財総括第一課、管財総括第二課、管財総括第三課及び管財総括第四課」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

管財総括第一課、管財総括第二課、管財総括第三課及び管財総括第四課は、財務大臣の承認を受けて財務局長又は福岡財務支局長が定めるところにより、次に掲げる事務（国有財産調整官及び統括国有財産管理官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

第二百三十七条第一項第一号中「第七号」を「第八号」に改め、同項第二号中「関すること」の下に「（第七号に掲げる事務を除く。）」を加え、同項第四号中「次条」を「次号」に改め、「関すること」の下に「（次号に掲げる事務を除く。）」を加え、同項中第六号を削り、同項中第七号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　国家公務員の宿舎の設置（合同宿舎については、その設置及び管理）に関する計画の作成に関すること。

第二百三十七条第一項第四号の次に次の一号を加える。

五　局直轄区域に所在する各省各庁が管理する国家公務員の宿舎に関する協議事項の処理その他必要な措置に関すること。

第二百三十七条第二項を次のように改める。

2　前項に掲げる事務のほか、近畿財務局の管財総括第一課は、国有財産地方審議会及び旧軍港市国有財産処理審議会の庶務に関する事務並びに独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する事務のうち財務局長が定める事務を、関東財務局、中国財務局、九州財務局及び福岡財務支局の管財総括第一課は、国有財産地方審議会及び旧軍港市国有財産処理審議会の庶務に関する事務を、北海道財務局、東北財務局、東海財務局及び四国財務局の管財総括第一課は、国有財産地方審議会の庶務に関する事務を、北陸財務局の管財総括第一課は、国有財産地方審議会の庶務に関する事務及び第二百四十条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

第二百三十七条第三項から第五項までを削る。

第二百三十八条を次のように改める。

第二百三十八条　削除

第二百三十九条を次のように改める。

第二百三十九条　削除

第二百四十二条中「第四号まで、第二百三十八条第一項第二号及び第三号」を「第五号まで及び第七号」に改め、「又は福岡財務支局長」を削る。